

デマンドタクシーかさま 割引適用について

デマンドタクシーかさまの乗車料金において、【障害者手帳をお持ちの方】または【介助者】は乗車料金の割引対象になります。

割引適用には、下記のとおり注意事項がございますので、ご一読いただき、申請をお願いいたします。

【障害者手帳をお持ちの方】

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を保持している方が割引対象になります。

お手持ちの手帳の有効期間内のみ適用となります。更新した際は、新有効期間が分かる手帳の写しを提出してください。

＜申請方法＞

※WEBの場合：WEB利用登録時に「□割引適用の申請をする」を選択した後、「割引適用の申請はこちら（いばらき電子申請のリンク）」から、手帳の写しを添付してください。

※窓口の場合：申請の際に、障害者手帳を提示してください。

【介助者の方】

お一人で乗降するのが困難であり、常に介助者と同乗される場合、介助をしている方が割引対象になります。ただし、一時的な介助は対象となりませんので、ご了承ください。

※一度、介助者が必要であると登録した場合、今後お一人ではご利用できません。

※介助者は、介助を必要とする方と同じ区間でご利用する場合のみ適用となります。別の場所で乗車又は降車する場合は割引適用となりません。

＜申請方法＞

※WEBの場合：WEB利用登録時に「□割引適用の申請をする」を選択した後、「割引適用の申請はこちら（いばらき電子申請のリンク）」から、申請してください。

※窓口の場合：申請書の「□乗降に介助が必要である」を選択してください。

介助者として割引の適用を受ける方は、予約の際に必ず予約センター（0296-70-9000）へ電話をして予約してください。 ※WEB予約では、介助者としての割引が適用されません。

○申請について

※申請から登録まで2～3営業日を要します。事前に申請いただいた方は割引料金での乗車が可能になります。

※お急ぎの方または「いばらき電子申請システム」のご利用が難しい方は、商工課あてご連絡ください。

（電話番号：0296-77-1101）